

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所における

ホームページ作成等業務の業務委託

仕様書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
令和6年2月

1. 業務概要.....	3
1.1. 目的.....	3
1.2. 基本方針.....	3
1.3. 業務遂行に関する守秘義務等	4
1.4. 委託期間.....	4
2. ホームページリニューアル業務.....	4
2.1. デザイン・構造等.....	4
2.2. コンテンツ.....	6
2.3. Web サーバ、CMS サーバ等.....	6
2.4. 閲覧環境.....	7
2.5. リニューアル時の移行・新規作成予定ページ数.....	7
2.6. 当法人側の体制.....	7
2.7. プロジェクト管理.....	7
3. 運用保守管理.....	8
3.1. 運用支援.....	8
3.2. SEO 対策.....	9
3.3. 保守管理.....	9
3.4. 情報セキュリティ対策.....	10
3.5. 連携協調.....	11
4. 職員研修.....	11
4.1. 当法人職員向けマニュアルの作成	11
4.2. 職員に対する研修の実施. (ホームページ新規導入時)	11
4.3. 研修対象者及び研修回数.....	11
4.4. 研修資料及び研修内容.....	11
4.5. 職員に対する研修の実施 (ホームページ導入後)	12
5. その他.....	12
5.1. 著作権	12
5.2. 第三者の権利侵害.....	12
5.3. 法令の遵守.....	12
5.4. 疑義に関する協議.....	13
5.5. 納品物	13
5.6. その他	12

1. 業務概要

1.1. 目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、当法人という）のホームページについて、現在、当法人内の2つの研究所がそれぞれ独自に運用しているホームページを統合し、幅広い閲覧者に対し、信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、魅力的で情報発信力の高いページにすることを目的に、デザイン・機能のリニューアルを計画している。

また、リニューアル後は常に最新の情報を適切に提供するための運用保守を実施する。リニューアルにあたっては、スマートフォン、タブレット対応など最新事情への対応、総務省「みんなの公共サイト運用モデル」や JIS X 8341-3:2010 といった国内外の規格・指針への準拠など複数の観点から、情報提供機能の充実を高めることを目指す。

ホームページ構築には CMS をツールとして採用。

CMS は、ワークフロー方式とし、デザインや記事の掲載等意思統一を図る。

1.2. 基本方針

本業務は、現行ホームページの課題分析、CMS の導入構築、デザイン及びテンプレートの作成、CMS の内部及び外部データの移行、新規コンテンツの作成、各種マニュアルの作成、CMS 操作研修の実施並びにリニューアルに伴う総合的なコンサルティングを行うものである。

- (1) 当法人では、以下の項目を重視し、本業務を実施する。受託者は、十分に理解した上で業務を実施すること。
 - ・ホームページのユーザビリティ、アクセシビリティの向上
 - ・ページ作成、更新作業者の負担軽減
 - ・当法人のイメージの向上
- (2) 本業務の実施にあたり、当法人が特に必要と認めた場合は、受託者との合意により本仕様書の一部について追加、変更ができるものとする。
- (3) 受託者は、必要な知識、経験、技能を持った従事者をもって業務実施にあたらしめ、適切かつ円滑な業務の遂行のために、常に責任ある業務の遂行に必要な体制を整備すること。
- (4) 受託者は、受託したすべての業務の遂行のために、従事者に当法人と常に円滑な連携を図らせること。
- (5) 受託者は、当法人の目的を理解し、従事者にその達成を常に意識させるとともに常に問題意識を持ち、当法人に対して業務改善のための企画・提案を行うこと。
- (6) 特別な専門知識を持っていない職員でも、簡単に操作できる仕様であること。

(7) 運用開始後に機能向上や構成の変更等を柔軟に行えらるとともに、将来的なシステムの拡張性を確保すること。

1.3. 業務遂行に関する守秘義務等

- (1) 受託者は、受託した業務を遂行するための手順を明らかにし、最良の業務水準を維持するために、常にその改善を図ること。
- (2) 受託者は業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
また、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合には、行政機関個人情報保護法および当法人個人情報管理規定に則り、受託者の責務を果たすものとする。受託者が本項に違反したことにより発生した損害については、当法人と受託者協議のうえ損害額を確定し、受託者が当法人に対して賠償するものとする。

1.4. 委託期間

- (1) ホームページ制作・リニューアル業務
契約締結日～令和6年11月30日
(内、ホームページの試行運用)
令和6年11月1日～令和6年11月30日（1カ月間）
- (2) ホームページ運用保守管理業務
令和6年12月1日～令和7年3月31日で保守契約を締結する。
令和7年4月1日以降は、当法人と受託者が事前に協議の上、原則保守契約を更新する。
受託者は、本契約の満了又は解除に伴い業務を停止するときは、業務の引継ぎ又は引渡しに十分に配慮し、新たな委託者の必要とするものを引き渡し、業務に支障をきたすことのないようにすること。

2. ホームページリニューアル業務

2.1. デザイン・構造等

- (1) 利用者が必要な情報を迅速かつ確実に得られるホームページとすることを旨とし、現行ホームページの構造を調査、他の類似サイトとの比較により改善すべき問題点や課題を洗い出し、改善を図ったうえで、情報分類とサイト設計を行い、分かりやすいメニュー、階層構造を実現すること。
1.4.(2)で本契約の解除に伴い、新たな受託者がデザインの変更を行う際に支障をきたすことのないようにすること。
- (2) 新旧のサイトについて、ページ名称、URL、階層、ファイル名、最終更新日などで構成されたディレクトリマップを作成すること。

- (3) 直感的に理解がしやすく迷いにくいナビゲーションの仕組み（パンくずリスト等）や、掲載されている情報の識別が容易で内容を読み取りやすいデザインを実現すること。
- (4) 全ページで統一したデザインと操作に一貫性を持たせること。
- (5) 現在の当法人ホームページが実現している水準以上のユーザビリティ、アクセシビリティを確保していること。
- (6) 最新のウェブアクセシビリティ（JIS X8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア・サービス—第3部：WWW コンテンツ」への準拠）を基準とした、年齢や性別、国籍の違い、インターネット利用の習熟度、障害の有無等に関わらず、それぞれの利用者が状況に応じて快適に利用できるサイトを実現すること。
- (7) 適用デザインの表現力を高め、当法人の事業内容等を戦略的・効果的にPRしていくことで、視覚的訴求力のあるホームページを実現すること。
- (8) 数年先でも陳腐化しない技術・デザインを提案すること。
- (9) スマートフォンとタブレット双方の画面サイズに最適化したレスポンシブデザインであること。
- (10) 画面が正常に印刷できるように配慮すること。
- (11) 適切な方法により検索エンジンの最適化を行うこと。
- (12) トップページのデザインは、当法人イメージの向上につながるような洗練されたものとする。
- (13) トップページには各種のバナーを多く配置しても、分かりやすく見栄えを損なわないデザインまたは仕組みとすること。
- (14) トップページは2案以上作成し、デザインの容易な変更を可能とすること。
- (15) トップページに合わせた本文用のテンプレートは数種類作成すること。
- (16) テンプレートのデザインは、Dreamweaver の操作や、HTML 等の知識がある者であれば変更や新規作成、追加を可能とすること。
- (17) X (Twitter) でリンクを張った際に、リンク先ページのサムネイル画像が表示されること。なお画像がない場合には、NIBI OHN のロゴ画像が表示されること。
- (18) 目的とするコンテンツに原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- (19) サイト共通部分のデザイン修正が、全体に反映することができること。
- (20) ホームページの内容が、指定日及び時刻に自動更新される機能を整備すること。

(21) その他、当法人ホームページガイドラインを理解し、業務を行うこと。

2.2. コンテンツ

- (1) 原則として現行のホームページの全コンテンツを整理、移設すること。現時点における情報価値が皆無であるコンテンツはこの限りではないが、その場合には移設しないコンテンツのリストを作成し、その妥当性について当法人の確認を受けること。
- (2) コンテンツ移設にあたって、現行コンテンツに表組み等の書式化タグを含む場合は デザインと情報を分離して改訂後の枠組みに適合させることを原則とすること。
- (3) コンテンツ移設にあたっては、現行ページにおけるコンテンツファイルのタイムスタンプ（作成、更新日時等）を損なうことがないように注意すること。
- (4) ホームページを構成するコードファイルは、HTML、CSS、JavaScript を原則とし、標準的仕様に則ったコードを作成すること。
- (5) CGI 等の動的なページは原則として作成しないこと。使用がやむを得ないと当法人が認める場合はこの限りではないが、セキュリティ上のリスクを十分評価、検討し、対策が十分であることを明示した CGI 設計書を提出すること。
- (6) 掲載する画像ファイル(図表、写真)のファイル形式は、GIF、JPG、PNG のいずれかとすること。
- (7) マルチメディアファイル(音楽、ビデオ)の掲載が必要な場合には、そのファイル形式は、当法人と協議の上決定すること。
- (8) 第三者が制作・配布したコード、画像、マルチメディアデータを使用・流用する場合は、著作権侵害とならないことを確認できる情報を添えて事前に当法人に報告し、承諾を得ること。
- (9) 原則として使用料の発生するコード、画像、図版等は使用しないこと。
- (10) 移行データの取得は、受託者において現行サイトから行うこと。

2.3. Web サーバ、CMS サーバ等

- (1) Web サーバ、CMS サーバは ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）もしくはレンタルサーバを利用して構築すること。
- (2) 情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。
- (3) データセンターの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- (4) 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- (5) 情報資産の所有権が ASP 業者もしくはレンタルサーバ業者に移管され

るものではないこと。従って、当法人が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。

- (6) セキュリティパッチの適用など、サーバの管理運用は受託者で行うこと。

2.4. 閲覧環境

以下の環境で、レイアウトを含めてコンテンツが正確に表示され、各種システムの機能が快適に利用できること。

対象 OS (PC) : Windows10・11/Mac の最新バージョン

対象 OS (スマホ) : iOS 最新バージョン/Android 13 以上

対象ブラウザ (PC) : Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari の最新バージョン

対象ブラウザ (スマホ) : Safari、Google Chrome の最新バージョン

※最新バージョンとは納品時点での最新バージョンをいう。

<参考>月間ユーザー数 10 万程度 (日本: 約 90%、海外: 約 10%) で快適に閲覧できること。

2.5. リニューアル時の移行・新規作成予定ページ数

- (1) 現行ホームページからリニューアル時に新規作成 (移行) 予定の HTML ページ数は 650 とし、見積は本数字を使用し、移行費用のページ単価を提示すること。

- (2) リニューアルの対象とする現行ホームページの URL は以下のとおり。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

<https://www.nibiohn.go.jp/>

医薬基盤研究所

<https://www.nibiohn.go.jp/nibio/>

国立健康・栄養研究所

<https://www.nibiohn.go.jp/eiken/>

※全体のコンテンツをリニューアル対象とする。

2.6. 当法人側の体制

当法人各部門へのコンテンツ原稿の依頼・回収の管理、原稿内容のチェック、各部門との連絡調整等は、当法人が行う。

2.7. プロジェクト管理

- (1) 受託者は 1 名のプロジェクトマネージャーを配置し、本業務がトラブルなく安全に稼働を迎えられるような体制を講じること。本業務におけるプロジェクトマネージャーの定義は以下のとおりとする。

①受託者の社員である。

②会議に主体として参加し、議事を進める。

- ③本業務の窓口となり、基本的にすべての質問に即答できるだけの知識を有する。
 - ④当法人と同等規模の企業・法人等のホームページをCMSで構築した実績があること。
- (2) 契約締結後、業務実施スケジュールを当法人戦略企画部戦略企画課に提出すること。また、当法人戦略企画部戦略企画課と受託者は定期的に報告会を開催し、スケジュールが予定から変更となる場合は、その都度報告し、了承を得ること。

3. 運用保守管理

3.1. 運用支援

導入後、受託者は以下のとおり運用支援を実施すること。なお、運用支援に関連する質問及び相談に対する回答は、当法人に出向いての口頭もしくは電話、メール等により迅速に行うこと。

- (1) 原則として、コンテンツ管理システム CMS(Content Management System)でコンテンツを作成・管理すること。
- (2) トピックス、お知らせ、調達情報、職員募集、既存ページの修正など、日常的な更新に関しては、当法人職員が行うので支援すること。
- (3) CMS外のサイトも含め、外部からの更新作業を基本とし、所内のクライアントパソコンから利用可能とすること。
- (4) 当法人からの依頼に対しては速やかに対応できる体制であること。
- (5) テンプレートの作成・追加を行うこと。
- (6) デザインの提案・修正・更新を行うこと。
- (7) 当法人が求めるWebページを実現するために必要なCMS、メール配信機能、参加申込機能等の稼働上必要な対応を行うこと。
- (8) 2.1(2)で作成したディレクトリマップを作成・更新し、定期的に当法人に報告すること。
- (9) 当法人ホームページの改修に関する費用は本契約に含まれるが、新たな技術を用いたサイト構築や大規模なシステム設計を伴う場合など、履行の難易度が相当高いと考えられる場合の費用については、当法人担当者と協議のうえ決定する。
- (10) 各種解析等の結果、アクセス数の向上や一般に向けた読みやすさを考慮した業務改善提案を当法人に行うこと。
- (11) 各種不具合の原因、対策の調査を迅速に行い、結果について当法人に報告のうえ、対応すること。
- (12) 災害時など当法人からの作業が不可能な状況となった場合のホームペ

ージ更新など、緊急時の対応も含めること。

3.2. SEO 対策

医薬品や医療、健康、栄養などに関連するキーワードについて、Google などの検索エンジンにおいて上位に表示されるように対策を講じること。

なおキーワードの設定にあたっては、当法人担当者と十分協議すること。

3.3. 保守管理

(1) 保守管理

本業務で使用するサーバ（Web サーバ、CMS サーバ）について、導入後、令和 12 年 3 月 31 日までの間、コンテンツ、CMS および独自開発したプログラムに対して保守が行える体制とすること。なお、保守に関する責任者及び担当者を定めること。また、責任者及び担当者等が記載された業務体制表を整備しておくこと。当法人が必要と認めた場合は、提示すること。

(2) データのバックアップ

情報の完全性を確保するために、情報の適切なバックアップを行うとともに、その他必要な措置を講じること。バックアップは日次で取得し、7 世代保管すること。

バックアップデータもランサムウェア対策を講じること。

(3) 障害対応

ホームページに障害が発生した場合は、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査を行い、速やかに必要な障害復旧体制を構築すること。なお、対応時間帯は原則として土、日曜日、祝日及び年末年始の休日（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く 8:30～18:00 とする。ホームページ公開サーバ（Web サーバ）及び CMS サーバに障害が発生しデータが消失しても、バックアップデータよりリカバリを行い、できるだけ速やかに復旧を行い、運用を開始させること。また、障害対応報告書を提出すること。

(4) ソフトウェアのバージョンアップ

ソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行ったうえで、バージョンアップ版の提供及びインストール作業を行うこと。

(5) 業務終了後の引継ぎ

契約の満了もしくは解除に当たっては、ホームページ掲載内容にかかる一切のデータの内容、数量、処理方法および処理経過等を示した書類と、必要であれば CMS のカスタマイズ説明書を、遅滞なく次期受託者に引き渡すこと。これにかかる費用は本契約の費用に含むこと。次期受託

者決定後 1ヶ月以内に提出ができない場合は当法人に報告すること。

3.4. 情報セキュリティ対策

- (1) 受託者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を作成し、当法人の承認を受けること。
 - ・セキュリティ対策を考慮したプログラム及び Web サイトのコーディングを行うこと。
 - ・納品前にペネトレーションテストおよび脆弱性診断を行い、結果について当法人の承認を得ること。
 - ・当法人では公的機関または第三者機関により当システムのペネトレーションテストおよび脆弱性診断を行うことがある。その際には、必要に応じて協力対応すること。
 - ・各種テストまたは診断の結果、重大な情報セキュリティに関わる指摘があった場合、当法人の求めに応じて必要な資料を提供し、調査や動作環境の改修等に協力対応すること。
 - ・CMS の脆弱性情報が公開された場合は、すみやかにバージョンアップを行うこと。
 - ・なりすまし等による不法侵入やデータの盗聴・改ざんを防止するため、セキュリティ対策には万全の方策を行うこと。
 - ・ランサムウェア対策を行うこと。
 - ・サーバのメンテナンス等でリモート接続を行う場合は多段階認証等、厳重ななりすまし対策を行うこと。
 - ・保守サポート時に個人が特定されない共用の管理者、ユーザーアカウントは使用しないこと。
 - ・構築作業が完了後、バックアップデータを使って本当に復旧できるかテストを行うこと。
 - ・CMS は操作ログを残すこと（過去 3 年程度）
 - ・コンテンツ改ざんを防止する観点から WAF（Web Application Firewall）サービスを導入すること。
 - ・CMS サーバ、ホームページ公開サーバともに SKYSEA を導入（本所所有ライセンス）すること。
- (2) 本調達に係る業務の実施のために当法人から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また、当該業務の目的以外に利用しないこと。
- (3) 本業務の実施に当たり、受託者またはその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる変更

が加えられないための管理体制が整備されていること。

3.5. 連携協調

当法人は、本業務の管理者を定め、受託者に通知する。業務を適正かつ円滑に実施するため、管理者と受託者は常に密接な連絡をとり情報共有のうえ、業務の方針および業務の現状等に関する問題点を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認するものとする。

4. 職員研修

4.1. 当法人職員向けマニュアルの作成

当法人職員向けに、以下のマニュアルを作成し、関係職員に対してホームページの運営に支障がないよう教育すること。

(1) CMS の操作方法

CMS の操作方法について、必要な事柄を説明する図解マニュアル（作成者向け、承認者向け、管理者向け）を作成提出し、承認を得ること。なお、作成者向けマニュアルでは、CMS の操作方法だけでなく、当法人ホームページを作成するために必要な知識と手順を説明する。なお、当法人より現地での説明依頼があった際は、当法人にて操作しながら説明すること。

(2) その他 保守・運用及び緊急時の対応について、必要な事柄を説明するマニュアルを作成すること。

(3) マニュアルは紙及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で1部提出すること。電子媒体については、Microsoft Office2021（Word2021、同 Excel 2021、同 PowerPoint2021）で読み込み可能な形式、又は PDF 形式（Adobe ReaderDC で読み込み可能）で作成し、納入すること。電子媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

4.2. 職員に対する研修の実施（ホームページ新規導入時）

当法人職員を対象に、ホームページ作成のための前提知識、CMS の操作等に関する研修を実施すること。

4.3. 研修対象者及び研修回数

作成者向け（2回）、承認者向け（1回）、管理者向け（1回）

4.4. 研修資料及び研修内容

研修資料は、「4-1 職員向けマニュアルの作成」で作成するマニュアルを使用するとともに、当法人に導入する CMS を使用し、当法人担当者が実際に操作しながら学習する内容とする。研修はオンデマンド配信を可能とすること。

4.5. 職員に対する研修の実施（ホームページ導入後）

当法人より、職員研修の要請があれば研修を行うこと。

研修内容は、4.1. 4.3. 4.4. に準ずる。

5. その他

5.1. 著作権

当法人ホームページ及びCMSに格納される文書・画像等のデータ及び内容に関する諸権利は、原則として当法人に帰属する。受託業務の実施において、当法人に限らず、原作者の著作権を不正に侵害することのないよう、厳に注意すること。

5.2. 第三者の権利侵害

画像等のデータを使用する場合には、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

5.3. 法令の遵守

受託業務の実施に伴い適用を受ける法令、規程、基準等についてはこれを遵守すること。

5.4. 疑義に関する協議

仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然必要な事項については、受託業務の範囲に含まれるものとする。なお、疑義が生じた場合には、当法人と受託者の間で協議し、取り決めるものとする。

5.5 納品物

- (1) 業務実施スケジュール
- (2) CMSに係るソフトウェアおよび本誌サイト用設定情報など一式
- (3) ディレクトリマップ（新旧サイト分）
- (4) データ移行報告書
- (5) テスト結果報告書
- (6) 作成者向け、承認者向け、管理者向けマニュアル

5.6. その他

当法人の規程等を遵守し、当法人にとって適切な成果物を作成するよう、当法人の立場にたち、業務を遂行すること。

以上

医薬基盤・健康・栄養研究所ホームページCMS等機能要件一覧

■ 記入要領

機能要件事項への対応について、対応度の欄に次のいずれかを記入すること。

- A：標準パッケージ対応または無償カスタマイズにより対応可能 * 提案内容の費用見積りに含む
- B：代替案により対応可能（具体的に代替案を備考欄に記載すること。） * 提案内容の費用見積りに含む
- C：有償カスタマイズにより対応可能（必要な経費等を備考欄に記載すること。）
- D：対応不可

1.CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）要件				
項目		機能要件事項	対応度	備考（特記事項、代替案による提案など）
システム全般	1-1	CMS機能の運用に必要な環境を受託者にて全て用意できること。		
	1-2	システムが稼働するCMSサーバはクラウドサービス等（ASP、SAAS等）で提供できること。		
	1-3	CMSサーバの機能は定期的に機能強化等の対応ができること。		
	1-4	CMSは定期的にバージョンアップにより機能強化を行えること。 CMSメーカーよりセキュリティパッチが提供されること。		
	1-5	CMSサーバへアクセスする際には、固定IPアドレスによるアクセス制限をおこなえる。また、暗号化通信によるセキュリティを確保できること。		
	1-6	CMSサーバ、WWWサーバ間の通信は暗号化通信によりセキュリティを確保することができること。		
	1-7	CMSはWebブラウザから利用可能であり、ページの作成・登録が可能なこと。		
	1-8	CMSを利用する端末、プラグイン、アドオン等のインストールが不要なこと。		
	1-9	CMSに要望した拡張機能（アドオン等）の導入が可能なこと。		
	1-10	複数のユーザーが同時にCMSサーバにアクセスできること。		
	1-11	CMSサーバの利用者数は無制限であること。（制限がある場合は条件等欄に利用者数についての説明をお願いします。）		
	1-12	CMSサーバへのアクセスは、ID、PASSWORD認証にてログインできること。		
	1-13	同一IDでCMSに複数ログインが可能であること。		
	1-14	システムの利用者が行う操作については、容易にコンテンツを入力できるユーザ・インターフェイスを用意し、HTMLに関して特別な知識がなくてもページの作成及び更新が可能であること。		
	1-15	CMSによって製作・更新されるページは、使用者ごとのHTMLに関する知識や能力の差異に影響されることがないように配慮すること。		
	1-16	HTMLのタグ等ページを構成する要素は自動で最適化されること。		
	1-17	サイト全体を統一したデザインで管理できること。また、サイト共通部分を修正したとき、サイト全体に反映できること。		
	1-18	表の幅はピクセルもしくはパーセント指定のみ設定できること。		
ユーザ管理	1-19	システム全体の権限を持つ管理者用のIDを設定できること。		
	1-20	ページ作成を行う作成者用のIDを設定できること。		
	1-21	ページ承認を行う承認者用のIDを設定できること。		
管理者権限	1-22	システムの運用管理について、専門的な知識を必要としない操作性及びユーザー・インターフェイスであること。		
	1-23	管理者が、管理コンテンツの割り振り・権限設定・ユーザID・パスワードの付与等のシステムに関する設定全般を行えること。		
	1-24	CMSへのログイン・ログアウト・操作ログのログを日付単位で閲覧できること。		
	1-25	ページ単位で更新履歴を管理することができ、戻すことが可能であること。		
承認・ワークフロー	1-26	ページ公開の承認機能があること。		
	1-27	作成者から承認者への3段階以上の承認ルートがあること。		
	1-28	承認者が不在の時、代理承認などの手段によって記事ページが公開できること。		
	1-29	管理者は、承認者の承認を必要とせずにページを即時公開できること。		

医薬基盤・健康・栄養研究所ホームページCMS等機能要件一覧

■ 記入要領

機能要件事項への対応について、対応度の欄に次のいずれかを記入すること。

- A：標準パッケージ対応または無償カスタマイズにより対応可能 * 提案内容の費用見積りに含む
- B：代替案により対応可能（具体的に代替案を備考欄に記載すること。） * 提案内容の費用見積りに含む
- C：有償カスタマイズにより対応可能（必要な経費等を備考欄に記載すること。）
- D：対応不可

1.CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）要件				
項目		機能要件事項	対応度	備考（特記事項、代替案による提案など）
	1-30	承認者が、更新コンテンツの承認時に、変更箇所が視覚的に確認できること。		
	1-31	作成者は、承認依頼の状況を確認できること。		
	1-32	承認依頼時や承認・差戻し時に、自動メールによる連絡が送信されること。		
コンテンツ作成	1-33	テンプレート機能により、簡単な操作で標準的なコンテンツが作成できること。 （文字装飾、配置、表や罫線の挿入等、基本的な体裁も整えることができること。）		
	1-34	コンテンツ作成者が、HTML言語を意識することなく、一般的なワープロソフトに近い操作性で作成できること。		
	1-35	コンテンツ作成者が、HTML言語を意識することなく、簡単な操作によって、以下の設定ができること。 見出しの設定/段落の設定/リンクの設定/アンカーポイントの設定/文字色の設定/文書及び画像の右寄せ、左揃え、中央揃え、左右インデント設定/フォントの装飾設定/表内へのデータ入力、編集/コンテンツ作成者のパソコンに保存されている画像データの登録		
	1-36	コンテンツ作成者が、HTML言語を意識することなく、簡単な操作によって、リスト表記を作成、修正できること。なお、行や列の追加削除、見出しセルの設定、幅指定などについて、ソースコードを直接編集することなく、容易に操作できること。		
	1-37	編集中のコンテンツを一時的に保存し、再ログイン後に編集を再開できること。		
	1-38	アクセシビリティチェックができること。		
	1-39	コンテンツのレイアウト及びデザイン情報は、コピーして再利用ができること。		
	1-40	リンク先ページを、「新規ウィンドウで開く」設定ができること。		
	1-41	作成したコンテンツのHTMLが編集できること。		
	1-42	画像データの代替テキストが設定できること。		
	1-43	コンテンツ編集中はサーバーとのセッションタイムアウトが発生しないこと。又はタイムアウト時間の設定が可能なこと。		
	1-44	コンテンツ編集途中に、簡単な操作でプレビューを表示できること。		
	1-45	公開中のページを更新する場合、更新内容を反映する日時を指定でき、自動公開できること。なお、その日時までは更新前の状態でページが公開されていること。		
	1-46	閲覧時にID/パスワードの入力が必要なコンテンツの設定ができること。		
	1-47	パソコン用のコンテンツ作成・更新時に同時にスマートフォン用のコンテンツを作成・更新できること。スマートフォン画面はレスポンスウェブデザインを適応すること。		
	1-48	新着情報を分類ごとのタブに切り替えて閲覧できるようにする機能を有すること。		
	1-49	検索エンジン対策用のキーワードの設定ができること。		
1-50	作成済みのコンテンツが一覧で確認できること。			
トップページ	1-51	トップページの画像やレイアウト等の変更が可能であること。		
	1-52	ページを更新する際に、新着情報への掲載、非掲載を選択できること。		
	1-53	管理者の承認後に、新着情報へ掲載されること。		
	1-54	修正などの再申請操作により新着情報への自動掲載を回避できること。		
Word、Excel、PDFの利用	1-55	Word、Excel、PDFファイルなど、各種ファイルを添付できること。 2/5ページ		

医薬基盤・健康・栄養研究所ホームページCMS等機能要件一覧

■ 記入要領

機能要件事項への対応について、対応度の欄に次のいずれかを記入すること。

- A：標準パッケージ対応または無償カスタマイズにより対応可能 * 提案内容の費用見積りに含む
- B：代替案により対応可能（具体的に代替案を備考欄に記載すること。） * 提案内容の費用見積りに含む
- C：有償カスタマイズにより対応可能（必要な経費等を備考欄に記載すること。）
- D：対応不可

1.CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）要件				
項目		機能要件事項	対応度	備考（特記事項、代替案による提案など）
	1-56	Word、Excel、PDFファイルの登録時に、ファイルの種類、容量を自動的に表示できること。		
	1-57	Word、Excel、PDF等のファイルを登録する際に、ファイル種類によりそれを閲覧するために必要な関連サイトのダウンロード案内を自動的に表示できること。（文書関係・動画関係） また、意図的に表示できないことも可能であること。		
	1-58	例：PDFをページに登録した場合は、Adobe Readerのダウンロードを促す案内が自動で挿入され Wordの文書や表などをコピーして、入力画面へ貼り付けることによって、コンテンツの作成ができること。		
	1-59	Wordの文書や表などをコピーして、入力が面へ貼り付けた場合、装飾の設定を自動で削除する機能を有すること。		
	1-60	Excelの表をコピーして、入力画面へ貼り付けることによって、表の作成ができること。		
	1-61	Excelの表をコピーして、入力画面へ貼り付けることによって、表の作成をした場合、装飾の設定を自動で削除する機能を有すること。		
画像・動画	1-62	CMSにて画像のリサイズ・トリミングが可能であること。		
	1-63	YouTubeなどの動画のページ内への埋め込みができる。		
地図	1-64	GoogleMap等の地図情報をコンテンツ内に貼り付けられるよう、HTML言語の取り込みができること。		
リンク	1-65	内部リンク及び外部リンクが設定できること。		
	1-66	外部リンクは、別ウインドウで開くように指定できること。		
	1-67	作成者及び管理者が、内部及び外部リンクの状況を一覧表示でき、リンク設定を管理できること。		
ファイル管理	1-68	ページファイル名は半角英数字以外のファイル名を登録できないこと。		
公開設定	1-69	指定したページを、指定した期日・時間に自動で更新できること。		
	1-70	公開期間を「無期限」とする設定が容易にできること。		
	1-71	公開期間が終了したページは、CMSサーバには非公開状態として保存され再利用できること。		
	1-72	公開中のページを変更する場合、変更内容を反映する日時を指定できること。なお、その日時までは変更前の状態でページ公開されていること。		
	1-73	各ページに、公開日・最終更新日を自動的に表示できること。		
	1-74	ページの公開にあわせ、「お知らせ」、「募集」、「イベント情報」など、選択した各カテゴリページにリンクを自動生成できること。		
	1-75	階層構造を反映したナビゲーションを自動で生成できること。		
	1-76	対象ページが公開された際、ナビゲーションも自動で更新されること。		
	1-77	コンテンツ分類の名称変更などがあった場合は関連しているコンテンツは自動的にパンくずなどが変更されること。		
	1-78	サイトマップを自動生成すること。また、自動生成されたサイトマップを編集できること。		
	1-79	パンくずリストを自動生成できること。その際、ページタイトルを自動的に引用できること。		
	1-80	新着情報やサイトマップ、パンくずリストなどに自動生成されたリンクは、公開終了後に自動削除されること。		
	1-81	ページタイトルにサイト名を併記して表示できること。（例：ページタイトル／研究所紹介）		
	1-82	各コンテンツのURL（ファイル名）は、コンテンツ作成者が任意に指定できること。		
	1-83	公開前のコンテンツのURLを確認できること。		
	1-84	利用者が画面を印刷する際、内容が切れることなく印刷できること。 3 / 5 ページ		

医薬基盤・健康・栄養研究所ホームページCMS等機能要件一覧

■ 記入要領

機能要件事項への対応について、対応度の欄に次のいずれかを記入すること。

- A：標準パッケージ対応または無償カスタマイズにより対応可能 * 提案内容の費用見積りに含む
- B：代替案により対応可能（具体的に代替案を備考欄に記載すること。） * 提案内容の費用見積りに含む
- C：有償カスタマイズにより対応可能（必要な経費等を備考欄に記載すること。）
- D：対応不可

1.CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）要件				
項目		機能要件事項	対応度	備考（特記事項、代替案による提案など）
CMS内検索機能	1-85	検索対象をコンテンツ状態（「作成中」「公開中」「公開終了」等）で検索できること。		
	1-86	キーワードにて全文検索できること。他の検索条件と組み合わせて検索できること。		
問合せフォーム	1-87	管理者が、チェックボックス、セレクトボックス、ラジオボタン等を用いて、問合せフォームに表示する項目を任意に設定できること。		
	1-88	問い合わせフォームには、返信が必要または不要の選択ができ、返信が必要な場合はメールアドレスの入力を必須にできること。		
	1-89	問い合わせフォームで、入力項目に合わせて入力可能な文字以外が入力された場合、エラーとできること。（例：電話番号入力欄は数字のみ入力等）		
	1-90	問い合わせフォームで、入力エラーがあった場合に、閲覧者に対してエラー理由をテキストで表示できること。		
	1-91	投稿者が、送信前に入力内容を確認できること。		
	1-92	個人情報については、SSLの対応により暗号化された通信が行われること。		
	1-93	ご意見・ご要望送信後に受け付けた旨を記載したメールを送信者に自動送信できること。		
	1-94	どのページのフォームから問い合わせがあったのが判別できること。		
アンケート・募集フォーム機能	1-95	アンケート・募集フォームの作成、実施、集計が、HTML等の知識がない職員でも行えること。		
	1-96	チェックボックス、ラジオボタン、リストボックス、テキストボックス等を設定できること。		
	1-97	ページごとに異なるフォームを作成し、表示・非表示の選択ができること。		
	1-98	公開開始日時及び公開終了日時を設定することで、希望した日時に自動更新ができること。		
	1-99	各フォームの設問数は、上限がないこと。		
	1-100	入力フォームで全角・半角・メール形式などの入力制限を設定できること。		
	1-101	入力フォームで必須項目の指定ができること。		
	1-102	画像の貼り付けや添付ファイル、関連ページへのリンクなどの掲載が行えること。		
	1-103	結果をコンテンツの担当課及び管理者で確認できること。		
	1-104	投稿者が、送信前に入力内容を確認できること。		
	1-105	完了後は、完了メールが申込者と管理者あてのアドレスへ自動送信されること。		
1-106	募集フォームについては、募集可能人数が設定できること。なお募集人数が定員に達したときは、自動的に募集フォームが非表示になること。			
1-107	個人情報については、SSLの対応により暗号化された通信が行われること。			
1-108	投稿データをCSV形式で出力できること。			
SNS連携	1-109	TwitterやFacebook等のSNSと連携ができること。		
タブレット・スマートフォンなど	1-110	レスポンスWebデザインであること。		
	1-111	コンテンツの公開イメージのプレビュー表示や印刷ができること。		
	1-112	コンテンツを作成する際に、デバイスに合わせて表示設定する画像を自動で縮小できること。		
複数サイトの管理	1-113	異なるサイトにおいては管理者や運用フローを分けて設定できること。		

医薬基盤・健康・栄養研究所ホームページCMS等機能要件一覧

■ 記入要領

機能要件事項への対応について、対応度の欄に次のいずれかを記入すること。

- A：標準パッケージ対応または無償カスタマイズにより対応可能 * 提案内容の費用見積りに含む
- B：代替案により対応可能（具体的に代替案を備考欄に記載すること。） * 提案内容の費用見積りに含む
- C：有償カスタマイズにより対応可能（必要な経費等を備考欄に記載すること。）
- D：対応不可

1.CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）要件				
項目	機能要件事項		対応度	備考（特記事項、代替案による提案など）
2.公開ウェブサイト要件				
項目	機能要件事項		対応度	備考（特記事項、代替案による提案など）
アクセス解析	2-1	管理者が容易に、アクセスログを日別、月別等で確認し、解析できること。なお、解析結果のデータは、CSVファイル等で容易に保存、出力できること。（GoogleAnalyticsなどの外部サービスでも可）		
	2-2	アクセスログは、利用者の使用するブラウザ、OS、接続ポイント(都道府県)が解析できること。（GoogleAnalyticsなどの外部サービスでも可）		
	2-3	外部利用者と所内ネットワークからの利用者のアクセスを区別し、データを容易に取得できること。（GoogleAnalyticsなどの外部サービスでも可）		
	2-4	利用者がブックマーク（お気に入り）からアクセスしに来ているか、検索エンジンからアクセスしに来ているか区別できること。		
サイト内検索	2-5	各ページの見やすい位置にサイト内検索窓が設置できること。		
	2-6	サイト内の全文検索機能を有すること。		
	2-7	非公開ページ・ファイルが検索対象外となること。		

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名： 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所におけるホームページ
作成等の業務委託

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年2月15日（木）

提出先メールアドレス 契約第一係：nyusatsu1@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名： NIBI OHN紹介動画制作の業務委託

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年2月15日（木）

提出先メールアドレス 契約第一係：nyusatsu1@nibiohn.go.jp

参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示
- 3 誓約書
- 4 保険料納付に係る申立書
- 5 その他参考資料
会社履歴書等
要領記載の企画提案書及び受託者要件となる証明書の写し等

提出部数 各1部

提出期限

資格関係書類

令和6年3月5日（火）17:00まで

企画書

令和6年3月13日（水）17:00まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

公 募 辞 退 届

件 名: 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所におけるホームページ

作成等の業務委託

上記の件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社 名)

契 約 書

1. 件 名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所におけるホームページ作成等の業務委託
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
3. 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
4. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税 円)
5. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所におけるホームページ作成等の業務委託について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（守秘義務）

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失若しくは損傷し、又は作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することができる。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。

三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第12条 甲が、第10条第1号及び第2号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の100分の10に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。

3 第1項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一

部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第18条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降の全ての受託者を含む。))並びに自己又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第19条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第20条 甲は、第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第 562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

